

東京地裁が拓く「SEP紛争解決」の新時代 — 2026年、日本が世界の知財ハブへ

東京地裁が2026年に導入する標準必須特許 (SEP) の新制度を解説し、日本が国際的な紛争解決拠点となるメリットを伝える。

東京地方裁判所は、標準必須特許 (SEP) を巡る国際的な紛争を迅速に解決するため、2026年より「専門調停制度」と「新たな管理要視」を導入します。

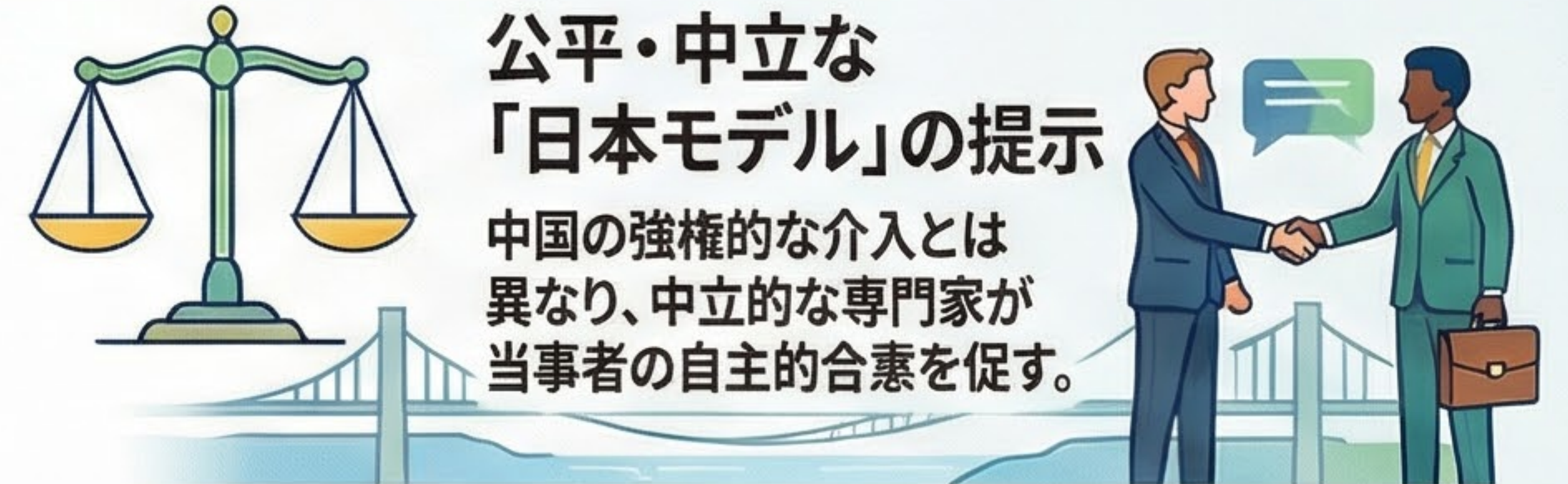
これは、従来の長期化する特許紛争を「半年」で解決することを目指し、日本を世界の知財ハブにするための画期的な枠組みです。

紛争解決を加速させる「2つの柱」



東京地裁が拓く 『SEP紛争解決』 の新時代

日本が世界の「紛争解決ハブ」となる理由



全世界ライセンスの 一括パッケージ解決

日本特許に限定せず、当事者間の
全世界的なライセンス契約を一度に処理可能。



「レート・ラスト」による 効率的な交渉

料率以外の条件を先行合意し、
最後にロイヤリティ額を決める
合理的手法を推奨。



膨大な法務コストと 不確実性の排除

早期解決により、中小・ベンチャー企業の
数億円規模に及ぶ海外訴訟負担を軽減。



証拠開示を促す 透明性の高い手続

双方に具体的算定根拠の提示を義務付け、不確実な交渉
(ホールドアウト等)を防止。

主要国・地域におけるSEP紛争解決アプローチの比較

● 日本 (新制度)



専門調停・和解促進
中立的な合意調停支援、
全世界一括、半年決着

中国



裁判所による科率決定
強制力のあるグローバル科率
算定、反断壁止 (ASI) 活用

ドイツ



各国特許ごとの訴訟
迅速な差止命令が主観、
交渉プロセスへの介入は限定的